# 湖北広域行政事務センター規約

(昭和 40 年４月５日　許可滋賀県指令地第 332 号)

**(趣旨)**

第１条　この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項の規定に基づく一部事務組合の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(名称)**

第２条　この一部事務組合は、湖北広域行政事務センター(以下「行政事務センター」という。)という。

**(組織する地方公共団体)**

第３条　行政事務センターは、長浜市および米原市(以下「設置市」という。)をもって組織する。

**(共同処理する事務)**

第４条　行政事務センターは、次の各号に掲げる事務をそれぞれ共同処理する。

（1）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律代 137 号。以下「法」という。)第１条および第４条第１項の規定に基づき、設置市の区域内の一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。）のうち、管理者が指定する集積場に排出されたもの（設置市が収集し処理するものを除く。）を収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設の設置、管理および運営に関すること。（法第７条第１項および第６項に規定する許可に関する事務を含む。)

（2）　法第１条および第４条第１項の規定に基づき、設置市の区域内のし尿および浄化槽汚泥（設置市が収集し処分するものを除く。）を収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設(し尿および浄化槽汚泥中継槽を除く。）の設置、管理および運営に関すること。（法第７条第１項および第６項ならびに浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第１項に規定する許可に関する事務を含む。)

（3）　墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条第１項の規定に基づく火葬場の設置、管理および運営に関すること、ならびに霊柩車の運行に関すること。

**(事務所の位置)**

第５条　行政事務センターの事務所は、長浜市八幡中山町 200 番地に置く。

**(議会の組織)**

第６条　行政事務センターの議会の議員(以下「議員」という。)の定数は 16 人とし、設置市の定数は、次のとおりとする。長浜市 12 人
米原市 4 人

**(議員の選任)**

第７条　議員は、設置市の議会議員の中から、当該議会で選挙された者をもつてあてる。

2　議員の任期は、設置市の議会議員の任期によるものとする。

**(補欠選挙)**

第８条　議員に欠員を生じたときは、設置市の議会は、すみやかに議員の補欠選挙を行わなければならない。

**(特別議決)**

第９条　行政事務センターの議会の議決すべき事件のうち、設置市の一部に係るものの事件については、当該事件に関係する市から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

**(執行機関の組織)**

第 10 条　行政事務センターに管理者および副管理者を置く。

2　管理者は、設置市の長の推薦により行政事務センターの議会において選任する。

3　副管理者は、設置市の長（長に事故あるとき、または欠けたときは、職務代理者とする。）をもつてあてる。

4　管理者の任期は 4 年とする。

5　第 1 項に定める者を除くほか、行政事務センターに必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

**(監査委員)**

第 11 条　行政事務センターに監査委員 2 人を置く。

2　監査委員は、管理者が行政事務センターの議会の同意を得て議員の中から 1 人および識見を有する者の中から 1 人を選出する。

3　監査委員の任期は、議員の中から選任される者にあつては議員の任期とし、識見を有する者の中から選任される者にあっては４年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

**(経費の支弁)**

第 12 条　行政事務センターの経費は、使用料、手数料、負担金、補助金、その他の収入をもつてあてる。

第 13 条　前条の負担金は、行政事務センターの議会において定め、設置市に分賦する。

この規約は、平成 21 年 10 月 16 日許可分までを記載しています。

未来に向けて自然環境を見据えた様々な挑戦


## 湖北広域行政事務センター

〒526-0021　滋賀県長浜市八幡中山町 200
ＴＥＬ　0749-62-7142
ＦＡＸ　0749-65-0245
ＵＲＬ　http://www.kohoku-kouiki.jp
E-mail　soumu@kohoku-kouiki.jp


令和８年１１月改訂




# センター概要

Introduction of an association

湖北広域行政事務センター

## 湖北広域行政事務センターとは

長浜市、米原市の２市で組織する一部事務組合です。この組合は、地方自治法に基づいて両市が共同でごみ収集等の事務・事業を広域的に実施し、効果的な運営を行う目的で設立されました。

○設　　立：１９６５年(昭和４０年)４月５日(滋賀県指令地第３３２号)
○設　置　市：長浜市・米原市
○事務所の所在地：長浜市八幡中山町２００番地
○共同処理する事務：○ごみの収集・運搬・処理に関する事務…「こほくる～る」に基づく運営
　　○し尿の収集・運搬・処理に関する事務
　　○斎場の設置・運営、霊柩車の運行に関する事務

## 湖北広域行政事務センターシンボルマーク

当センターの「信頼性」(Reliance・Reliability)を表すとともに、「リサイクル」(Recycle)を意味します。半月形の琵琶湖のかたちをかたどり、その右肩(滋賀県北東部)に、湖北地域の位置を表す円形のシンボルを配置しました。

## 湖北地域はこんなところ

西に母なる琵琶湖が広がり、東に日本百名山のひとつである伊吹山がそびえています。京阪神・中京・北陸の接点に位置し、古くから中山道と北国街道が交わる交通の要衝として栄え、現在も鉄道や高速道路などの交通網が充実しています。

また、両市では、個性ある資源を生かしたまちづくりが進められており、交通の便がよいことから、京阪神や北陸・中京方面などから歴史文化や自然を求めて訪れる人たちが増えています。

### ■ 市別人口・世帯数等

(R8.4.1 現在)

| | 面積(k㎡) | 人口(人) | 世帯(世帯) |
|---|---|---|---|
| 長浜市 | 539.60 | 110,671 | 48,090 |
| 米原市 | 223.07 | 36,387 | 15,148 |
| 計 | 762.67 | 147,058 | 63,238 |

琵琶湖を 含まない面積

### ■ 観光入込客数

(長浜市：R6年、米原市：R6年)

| | 日帰り(百人) | 宿泊(百人) | 合計(百人) |
|---|---|---|---|
| 長浜市 | 57,239 | 3,913 | 61,152 |
| 米原市 | 16,880 | 2,482 | 19,362 |
| 計 | 74,119 | 6,395 | 80,514 |

## センターの歩み

昭和 40 年　4月 5日　１市６町２村（高月町を除く）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎
昭和 44 年 10 月 1日　長浜市八幡中山町に可燃ごみ焼却処理施設を建設し全面供用開始
昭和 46 年 10 月 1日　山東町大野木に最終処分場を建設し供用開始
昭和 49 年 3月 22 日　議員定数が 24 人から 25 人に改定。 管理者が長浜市長から専任者に変更となる。
昭和 49 年　4月 1日　湖北町海老江に第１プラント（し尿処理施設）を建設し供用開始
　長浜市田村町の第２プラントを長浜市から組合へ移管される。
昭和 51 年 5月 18 日　１市５町で休日急患診療所の共同事務を開始
　（長浜市宮司町に診療所を建設。供用開始は昭和 51 年 11 月）
昭和 53 年 1月 23 日　１市７町で火葬場の共同事務を開始
　（湖北町下山田にこもれび苑を建設。供用開始は昭和 54 年 10 月）
昭和 54 年　4月 1日　湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ改称
昭和 54 年 12 月 7日　火葬場の共同事務に浅井町と高月町が加入。議員定数が 25 人から 28 人に改定
昭和 58 年 12 月 1日　伊吹町杉沢に最終処分場を建設し供用開始
昭和 59 年　4月 1日　第１プラント（し尿処理施設）を増設し供用開始
　第２プラントを廃止
平成　2年　4月　1日　浅井町大依にクリーンプラント（最終処分場・粗大ごみ破砕処理施設）を建設し供用開始
平成　6年　1月 17 日　不燃ごみ・粗大ごみ処理の共同事務に高月町が加入
平成 11 年 2月 17 日　可燃ごみ処理及びごみの収集・運搬の共同事務に高月町が加入
平成 11 年 3月 31 日　伝染病隔離病舎の共同事務を廃止
平成 11 年 4月　1日　長浜市八幡中山町にクリスタルプラザ（可燃ごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ）を建設し、全面供用開始
　資源ごみの分別収集を開始
平成 12 年　4月 1日　議員定数が 28 人から 26 人に改定。設置市町長は議員から副管理者に変更となる。
平成 17 年 2月 14 日　米原町、山東町、伊吹町が合併し、米原市となる。設置市町は２市６町となる。
平成 17 年 3月 31 日　休日急患診療所の共同事務から虎姫町脱退
平成 17 年 10 月 1日　米原市と近江町が合併して米原市となる。設置市町は２市５町に変更となる。
　議員定数が 26 人から 24 人に改定
平成 18 年 2月 13 日　長浜市、浅井町、びわ町が合併し、長浜市となる。設置市町が２市３町となる。
平成 18 年 8月　1日　議員定数が 24 人から 22 人に改定
平成 19 年 3月 31 日　休日急患診療所の共同事務を廃止
平成 20 年 10 月 1日　ごみ指定袋の有料化（可燃ごみ、不燃ごみ）を実施となる。
平成 22 年　1月 1日　長浜市、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、湖北町、虎姫町が合併し、長浜市となる。
　設置市は２市となる。
　伊香クリーンプラザ・伊香衛生プラント・余呉一般廃棄物最終処分場・木之本斎苑・
　余呉斎苑・西浅井斎苑が長浜市からセンターへ移管される。
　議員定数が２２人から１６人に改定
平成 23 年 9月 30 日　伊香衛生プラントを廃止(伊香衛生プラントのし尿を第１プラントに処理統合)
平成 25 年 4月　1日　伊香クリーンプラザの焼却施設を休止（伊香クリーンプラザ管内の可燃ごみをクリスタルプラザに処理統合）
　斎苑管理を指定管理者制度に移行
平成 25 年 11 月 26 日　廃棄物減量等推進審議会設置
平成 26 年　4月 1日　センター管内の資源ごみ分別ルールを統一
平成 27 年　4月 1日　米原市番場にウイングプラザ(最終処分場)を建設し供用開始
平成 27 年 10 月 1日　粗大ごみ、大量ごみの戸別有料収集を開始
平成 28 年　4月 1日　伊香クリーンプラザの破砕施設を休止
　（伊香クリーンプラザ管内の破砕ごみをクリスタルプラザに処理統合）
平成 29 年 6月 21 日　新一般廃棄物処理施設及び新斎場の建設予定地を長浜市木尾町地先に決定
平成 30 年 1月 23 日　新施設用地を取得（約 5.3ha）
令和　3年 3月 31 日　旧こもれび苑、余呉斎苑、西浅井斎苑を閉苑
令和　3年 4月　1日　長浜市木尾町にこもれび苑（火葬場）を移転し供用開始
令和　6年 3月 31 日　木之本斎苑を閉苑
令和　7年 10 月 1日　長浜市木尾町にエコパーク湖北（汚泥再生処理センター）を建設し供用開始
　第１プラントの運用を停止

# 業務実績の推移

## ○分別収集の経過

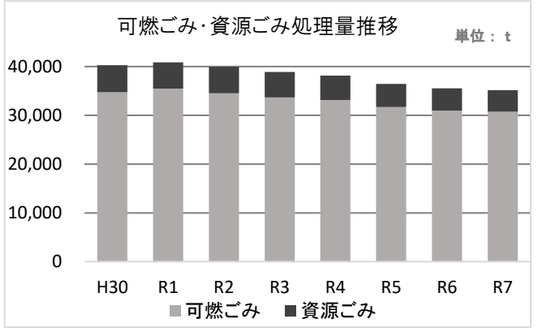
昭和 44 年度　可燃ごみの収集開始
昭和 46 年度　不燃ごみの収集開始
平成 2 年度　粗大ごみ、ガラスびん、使用済み乾電池の収集開始
(長浜市のみ昭和 53 年度からガラスびん・金属類のモデル収集)
平成 11 年度　空き缶、ペットボトル、紙パック、発泡スチロールの収集開始
平成 14 年度　古紙(新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ)の収集開始
平成 15 年度　古布(古着)の収集、プラスチック製容器包装のモデル収集開始
平成 16 年度　プラスチック製容器包装収集開始
平成 17 年度　ボタン電池類収集開始(使用ずみ乾電池類として)
使用ずみ蛍光管分別収集開始
平成 23 年度　スプレー缶、ライターの分別収集開始
平成 27 年度　粗大ごみ、大量ごみの戸別収集開始

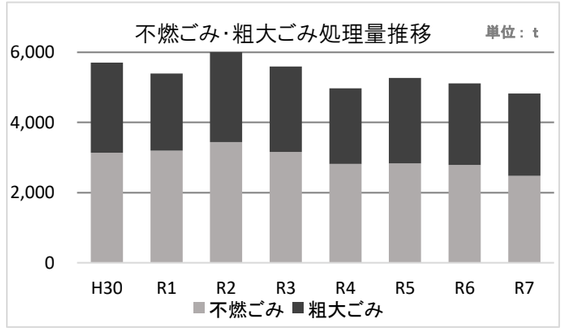
## ○収集方法

**可燃ごみ**：週２回、**不燃ごみ**：月１回、**粗大ごみ・使用ずみ蛍光管**：年２回、**資源ごみ**：月２回
いずれもステーション方式(ただし、使用ずみ蛍光管は拠点回収を併せて実施)

## ○ごみ処理手数料

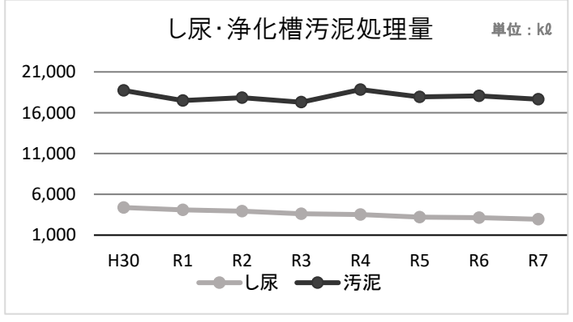
**家庭系可燃・不燃・粗大ごみ持込手数料**：80 円/10kg　（令和３年７月１日から）
**事業系可燃・資源ごみ持込手数料**：190 円/10kg　（　　同上　　）
**家庭系資源ごみ持込手数料**：無料
**家庭系可燃ごみ指定袋**：45 円/枚(大袋 45 ﾘｯﾄﾙ)、30 円/枚(中袋 30 ﾘｯﾄﾙ)、20 円/枚(小袋 20 ﾘｯﾄﾙ)
**家庭系不燃ごみ指定袋**：45 円/枚(大袋 45 ﾘｯﾄﾙ)、30 円/枚(中袋 30 ﾘｯﾄﾙ)
**事業系可燃ごみ指定袋手数料**：200 円/枚
**粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券**：900 円/枚、600 円/枚
**大量ごみ戸別収集処理手数料**：10,000 円/1 台 1 往復（塵芥収集車両）

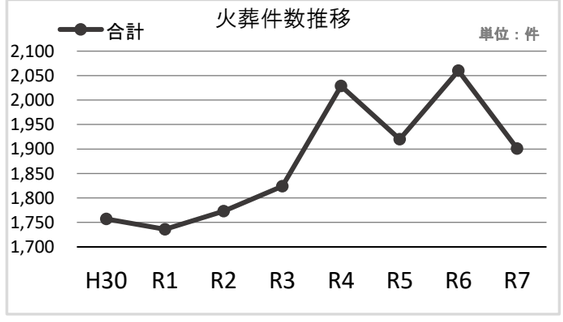



## ○し尿処理手数料

**し尿汲み取り手数料**：220 円/18 ﾘｯﾄﾙ　**浄化槽処理手数料**：27 円/18 ﾘｯﾄﾙ




# センターの組織等

## ○議会の概要

議　員　定　数：１６人(長浜市１２人、米原市４人)
議員の選任：設置市議会における議会議員の選挙による
議員の任期：設置市の議会議員の任期による
定例会の回数：年２回

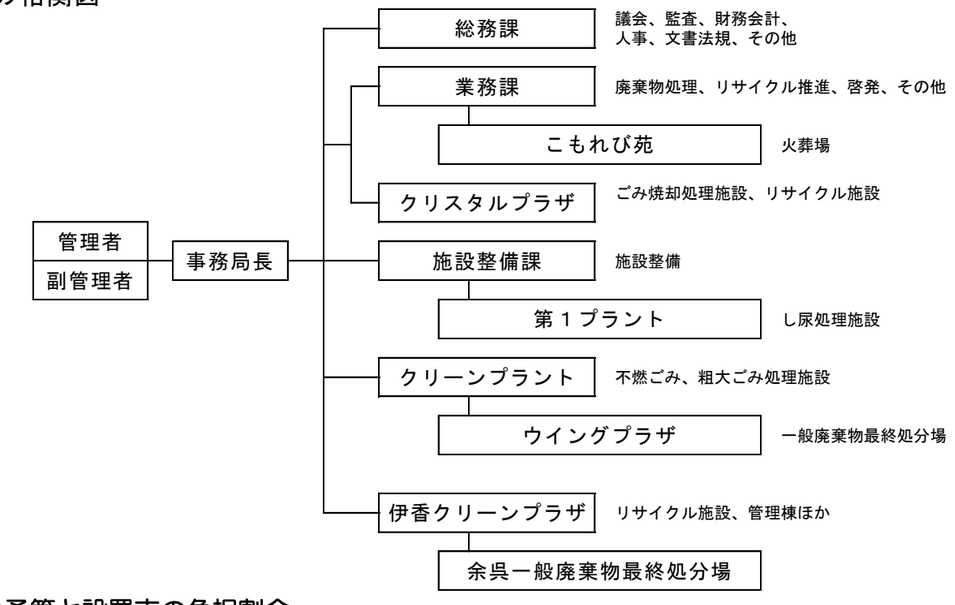
## ○行政委員会等

監査委員：２人
識見を有する者１人、議員１人をセンター議会の同意を得て選任
任期は識見を有する者４年、議員はセンター議員の任期
クリスタルプラザ管理運営委員会：地域住民代表者、センター議会議員、設置市の担当部長、学識経験者、各種団体の代表者のうちから委嘱する委員１５人以内
伊香クリーンプラザ管理運営委員会：同上の委員１０人以内
エコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会：同上の委員１１人以内
クリーンプラント管理運営委員会：地域住民代表者、センター議会議員、設置市の担当部長、学識経験者のうちから委嘱する委員１５人以内
ウイングプラザ管理運営委員会：同上の委員１５人以内

## ○執行機関の組織

・管　理　者：設置市長の推薦により、センター議会で選任。任期４年
・副管理者：設置市の長(２人)

### 執行組織の相関図




## ○センターの予算と設置市の負担割合

・令和８年度予算　１１，９５０，０００千円

| 経費区分 | 共同事務の算出割合 | | |
|---|---|---|---|
| 経常経費 | 議員数割10% | 人口割　45% | 実績割　45% |
| 可燃ごみ処理経費 | 均等割　1.0% | 人口割　5% | 実績割　94% |
| 可燃・不燃ごみ収集経費 | | | |
| 分別ごみ収集選別経費 | | | |
| 最終処分場経費 | | | |
| し尿処理費 | | | |
| 斎場費 | | | |

# 施設紹介

## A. クリスタルプラザ

**所　在　地**：長浜市八幡中山町 200 番地
**電　　話**：0749-62-7141
**敷 地 面 積**：約 14,440 ㎡
**着工・竣工**：平成 8 年 10 月～平成 11 年 3 月
**事　業　費**：8,957,780 千円
うちごみ焼却処理施設 6,108,440 千円
リサイクル施設 1,133,796 千円



**○ごみ焼却施設**
**工場棟**
構造／地上 7 階・地下 1 階建（ごみ焼却施設は 5 階まで）
**処理能力**
168 ㌧/日(84 ㌧/日 × 2 炉)
**焼却方式**
ストーカ方式
**排ガス処理方式**
低温バグフィルター方式（ろ過式集塵機）、塩化水素・硫黄酸化物除去は乾式有害ガス除去装置（炉道に消石灰噴霧）、
窒素酸化物除去は無触媒脱硝方式（炉内に尿素水を吹き込む）
**余熱利用**　建物内の暖房、給湯等

**○リサイクル施設**
**リサイクル選別棟**
選別処理品目／プラスチック製容器包装、発泡スチロール
一時保管／ガラスびん、紙パック、古布
処理方法／プラスチック製容器包装は圧縮梱包機で梱包
**展望研修棟**
リサイクル展示室（工場棟 7 階）／リサイクル製品・パネル展示・双眼鏡設置
**管理棟**
研修室・工房・事務室ほか

## B. クリーンプラント

**所　在　地**：長浜市大依町 1337 番地
**電　　話**：0749-74-3377
**敷 地 面 積**：48,200 ㎡
**建　　物**：粗大ごみ処理棟・浸出液処理棟・管理棟
**着工・竣工**：昭和 63 年 11 月～平成 2 年 3 月
**事　業　費**：約 2,497,000 千円



**○粗大ごみ処理施設**
**処理方法**
粗大ごみ・不燃ごみを破砕する施設
**処理能力**
40 ㌧/ 5 時間(日)
**対象ごみ**
不燃ごみ・不燃性粗大ごみ
**一時保管**
使用済み乾電池類、使用済み蛍光管
**分類種類**
磁性物(鉄)・アルミ・不燃物・プラスチック類・可燃物の 5 種

## C. ウイングプラザ

**所　在　地**：米原市番場 2654 番地 1
**電　　話**：0749-54-5577
**敷 地 面 積**：約 43,450 ㎡
**建　　物**：浸出水処理施設
**着工・竣工**：平成 25 年 2 月
～平成 27 年 3 月
**事　業　費**：約 1,596,000 千円



**○一般廃棄物最終処分場**
**埋立処分場**
埋立面積／14,700 ㎡、埋立容量／97,000 ㎥
埋立工法／セル＋サンドイッチ方式
**浸出水処理施設**
処理能力／70 ㎥/日、処理方式／接触曝気方式（脱窒処理）＋凝集沈殿＋高度処理（砂ろ過）

## D. 伊香クリーンプラザ

**所　在　地**：長浜市西浅井町沓掛 1313 番地 1
**電　　話**：0749-88-0088
**敷 地 面 積**：9,968 ㎡
**建　　物**：ごみ焼却施設、リサイクル施設、管理棟ほか
**着工・竣工**：平成 7 年 7 月～平成 9 年 3 月






## E. 余呉一般廃棄物最終処分場

**所　在　地**：長浜市余呉町中河内 897 番地
**敷 地 面 積**：69,406 ㎡
**着工・竣工**：昭和 59 年度～昭和 60 年度



**○一般廃棄物最終処分場**
埋立面積／6,800 ㎡
埋立容積／35,800 ㎥
水処理施設処理能力／50 ㎥/日
水処理施設処理方法／生物処理＋高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）

## F. こもれび苑

**所　在　地**：長浜市木尾町 1266 番地
**電　　話**：0749-74-4949
**敷 地 面 積**：約 18,460 ㎡
**建　　物**：告別室 2 室、炉前ホール 2 室
収骨室 2 室、待合ロビー2 室
待合室 8 室、霊安室 1 室
**火　葬　炉**：8 台（+1 台分の予備スペース）
**着工・竣工**：令和 2 年 2 月～令和 3 年 3 月
**総 事 業 費**：約 6,720,000 千円
（PFI 方式による 15 年間の運営費を含む）



## G. エコパーク湖北（汚泥再生処理センター）

**所　在　地**：長浜市木尾町 1224 番地
**電　　話**：0749-62-7146（施設整備課）
**敷 地 面 積**：1,928 ㎡
**建　　物**：し尿処理施設
**着工・竣工**：令和 6 年 2 月～令和 7 年 9 月

**処 理 能 力**：
【令和 7 年 10 月～令和 10 年 3 月】
し尿・浄化槽汚泥　49K リットル／日
【令和 10 年 4 月～】
し尿・浄化槽汚泥　43K リットル／日
バイオガス化施設分離水　40K リットル／日



**処 理 方 法**：
水処理方式　膜分離高負荷脱窒素処理＋下水道放流
資源化方式　汚泥助燃剤化

現在残りのエコパーク湖北の施設（焼却施設、バイオマス化施設など）も建設中
令和 10 年 4 月供用開始予定　詳しくはセンターホームページをご確認ください。

